

●東京都告示第七百十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和八年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

千代田区日比谷公園一番の一部、二 令和八年四月二番の一部、三番一及び同番二の一部 十八日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第七百十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月一日

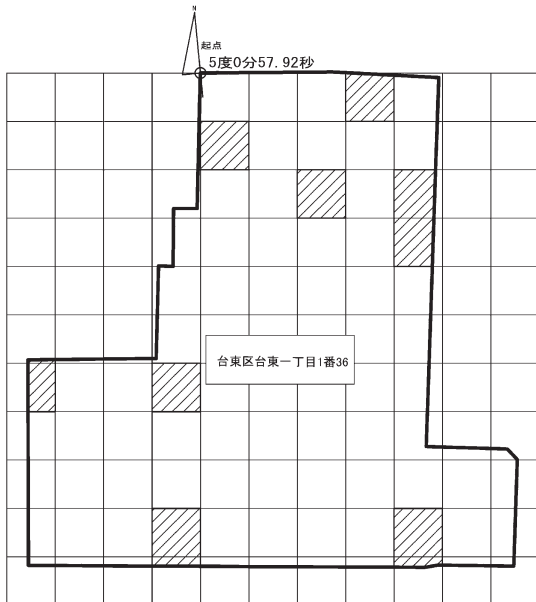
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（台東区台東一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十

九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】
調査対象区域 (敷地境界)
単位区画
形質変更時要届出区域

【起点】
起点は、台東区台東一丁目1番36の最北端とする。

【格子の回転角度(5度0分57.92秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百十四号

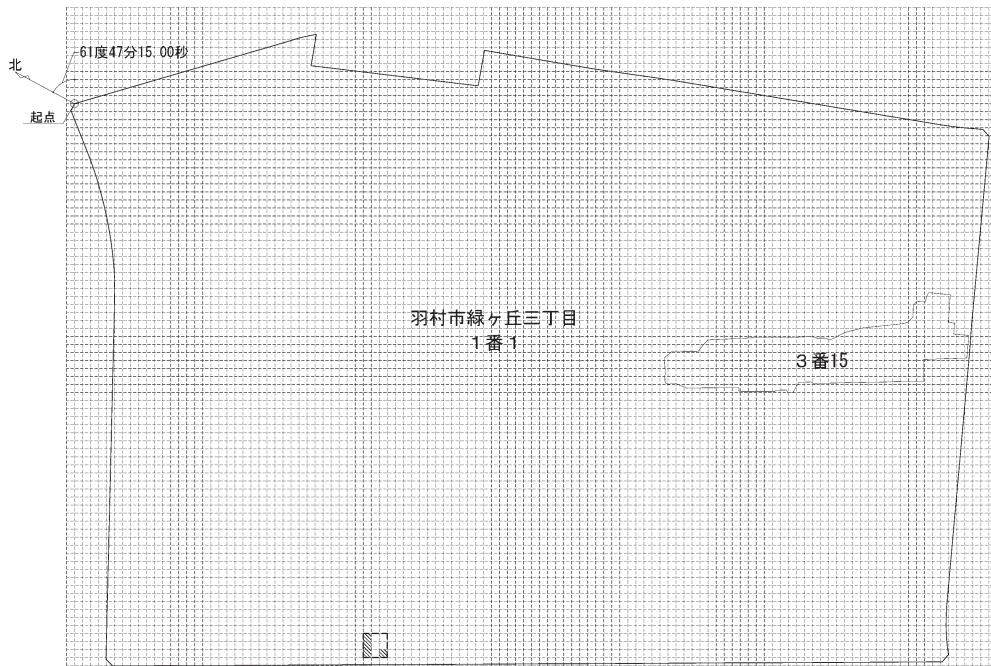
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(羽村市緑ヶ丘三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- 調査対象地
- 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、羽村市緑ヶ丘三丁目1番1の最北端とする。

【格子の回転角度(61度47分15.00秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

別図

都道新宿国立線
都道瀬田貫井線
区域変更略図

杉並区和泉三丁目地内

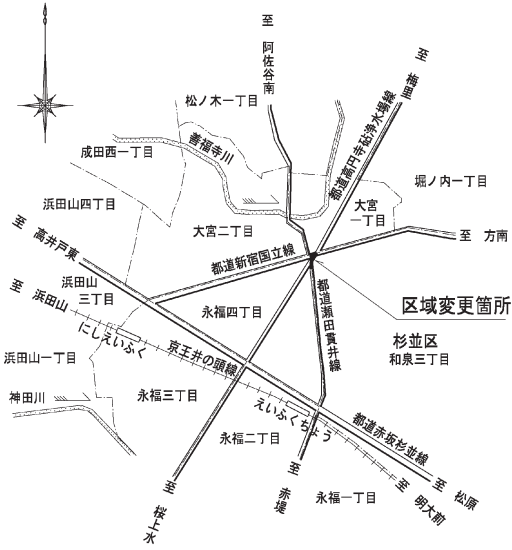


- (1) 都道新宿国立線
延長 一九・〇九メートル
面積 二四・一三平方メートル
- (2) 都道瀬田貫井線
延長 二七・七七メートル
面積 四・三二平方メートル

●東京都告示第七百十五号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和八年六月一日から起算して二週間

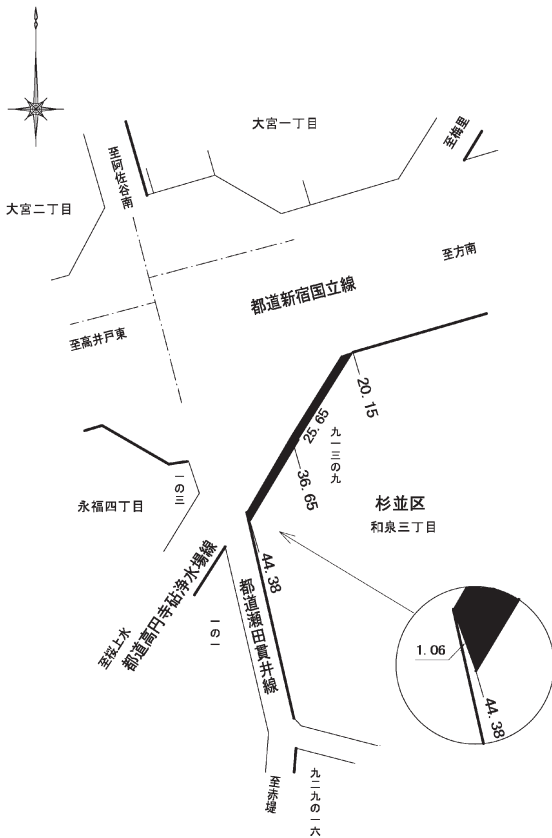
東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和八年六月一日
東京都知事 小池 百合子
新宿国立
杉並区和泉三丁目九百十三番九地先

(一) 変更の概要 別図表示(1)のとおり
(二) 路線名 瀬田貫井
(三) 変更の区間 杉並区和泉三丁目九百十三番九地先から同所同番二地先まで
(四) 変更の概要 別図表示(2)のとおり



(1) 都道新宿国立線

(2) 都道瀬田貫井線



●東京都告示第七百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年六月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

一(一) 路線名

新宿国立

一(二) 供用開始の区間

杉並区和泉三丁目九百十三番九地先

一(三) 供用開始の期日

令和八年六月一日

二(一) 路線名

瀬田貫井

二(二) 供用開始の区間

杉並区和泉三丁目九百十三番九地先から同所同番二地先まで

二(三) 供用開始の期日

令和八年六月一日

●東京都告示第七百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和八年六月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

一(一) 路線名

新宿国立

(二) 占用を制限する区間

杉並区和泉三丁目九百十三番九地先

(三) 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

(四) 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

(五) 占用の制限の開始の期日

令和八年六月二日

二(一) 路線名

瀬田貫井

(二) 占用を制限する区間

杉並区和泉三丁目九百十三番九地先から同所同番二地先まで

(三) 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

(四) 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合に

おける被害の拡大を防止するため

(五) 占用の制限の開始の期日

令和八年六月二日

●東京都告示第七百十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和八年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都青山葬儀所 東京都港区南青山二丁目三十三番

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

日比谷花壇グループ 東京都千代田区内幸町一丁目一番一号 株式会社日比谷花壇内

三 指定の期間

令和八年六月一日から令和十三年三月三十一日まで

●東京都告示第七百十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和八年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都瑞江葬儀所 東京都江戸川区春江町三丁目二十六番一号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都公園協会 東京都新宿区歌舞伎町

二丁目四十四番一号

三 指定の期間

令和八年六月一日から令和十三年三月三十一日まで

●東京都告示第七百二十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十

三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務

取扱者に委託したので告示する。

令和八年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

公益財団法人東京都公園協会

新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の

内容

東京都葬儀所条例(昭和二十一年東京都条例第四十四

号)に規定する使用料及び東京都事務手数料条例(昭和

二十四年東京都条例第三十号)に規定する手数料(火葬

証明及び分骨証明に係るものに限る。)の徴収

三 指定日

令和八年六月一日

四 委託日

令和八年六月一日

正 誤

○令和八年三月三十一日付東京消防庁告示第二号

ページ 一段 一行 誤 正

増刊 46

一六

上

後から

一三

渋谷区幡ヶ谷一丁目13番12号

渋谷区幡ヶ谷一丁目13番20号

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

